

震災廃棄物有効利用への取り組み および復旧現場の処理状況



震災廃棄物処理による 発生土、副産物の 有効利用の取り組み

風間 基樹

震災瓦礫と産業副産物のアロケーション最適化コンソーシアム副代表 東北大学 教授

震災廃棄物処理、復興事業用建設資材、発生土、副産物、有効利用

ただいま紹介いただきました東 北大学の風間と申します。今回は、 瓦礫処理コンソーシアム副代表と いう立場で皆様に話をさせていた だきます。

震災廃棄物処理の現状

岩手、宮城、福島の3県で、津波 堆積物を含む震災瓦礫の推計量は、 24年の8月時点で、岩手県で525 万トン、宮城県で1.873万トン、福 島県で362万トンという量の推計 がありました。この量は、阪神淡 路大震災の1.6倍、全国の年間の一 般廃棄物総量の約半分に相当しま す。廃棄物は、主に津波の堆積物 と災害廃棄物に分かれますが、全 体の総量は総計2,700万トンくらい の量が発生しています。

処理はどこまで進んだか

震災から2年半経過した時点の残 量は着実に減っています。災害廃棄 物については、3県で1.605万トン のうち、9月末で85%処理が完了し ています。県によっても違いがあ り、岩手が82%、宮城が91%、福 島が58%となっています。宮城県、 岩手県については、本年度内で全て の瓦礫の焼却処分が終わるという状 況です。福島県については、完了見 込みが平成26年度までにずれ込む ということが報告されています。ご 存知のように広域処理ということ で、瓦礫を遠くの自治体に運んで処 理していますので、コストが当初の 予定よりもたくさんかかっていま す。図1は、被災3県の処理状況を 図示したものです。

瓦礫の処理主体

瓦礫は、例えば宮城県では、仙 台市が独自に処理を、宮城県の沿 岸部を北から気仙沼、石巻、宮城 東部、名取・亘理ブロックの4つ に分けて、県が地方自治体に代 わって代執行するという形で処理 されています。これは、仙台市以 外の市町村では被災したことも あって処理できないためです。岩 手県では、各地区での処理に加え て、宮古地区、山田地区、大槌地 区、大船渡地区、陸前高田地区の 二次仮置き場から海上輸送によっ て大船渡の太平洋セメントの大船 渡工場に持っていき処理をしてい る状況です。

新聞では広域処理が進まないこ とが度々報道されました。当初か

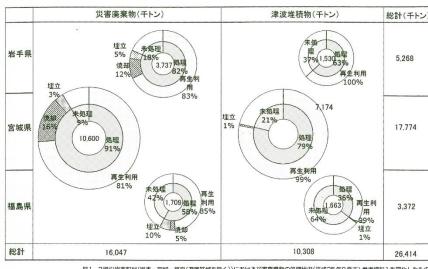


図1 3県沿岸市町村(岩手・宮城・福島(避難区域を除く))における災害廃棄物の処理状況(平成25年9月末)、参考資料1を図化したもの

ら、瓦礫の処理可能能力が被災自治 体だけでは足りないということで、 広域処理を頼んだ経緯があります が、放射能に拒否反応があり、なか なか広域処理が進まなかったという ことです。広域処理はコストや労力 ばかりかかり、結果的にはオンサイ ト処理が一番合理的と言えたのでは ないでしょうか。

瓦礫の分別処理で出てくる ものは大きく分けて3つ

震災で発生したコンクリートく ずやアスファルトくずを破砕、洗 浄、選別することによって、リサ イクルされた建設資材と燃やされ て灰になるもの、最終処分場で埋 め立てられるものに分ける分別処 理を行っています。瓦礫の種類は、 大きく言って、コンクリート系の 瓦礫と津波堆積物土砂、可燃物を

燃やしたあとの残渣の3つに分か れます(図2参照)。特徴としては、 震災瓦礫は燃やしても土砂分が非 常に多く、場合によっては質量が 40%から50%ぐらいにしかならな いものもあり、減量化されないこ とが通常の一般廃棄物と異なる点

です。宮城県はこの廃棄物処理を 4つのブロックに分けて技術提案 型で発注しました。技術提案とい うことで、地区によりそれぞれ 違った分別処理の仕方をすること になりました。分別処理方法が違 うこと、場所ごとに元々の廃棄物

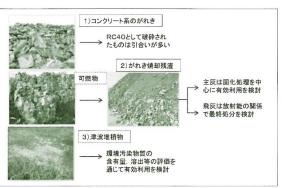


図2 震災瓦礫は大きく3つに分けられる

の性質が違うことから、処理地区 ごとに分別後に出てくるものの品 質や性状が違うということになり ます。一般競争入札の弊害とスラ イドに書かれていますが、これは 分別処理の方法が違うために、分 別されて出てきたものに違いが あって、統一的に材料品質を評価 できないという意味で書いていま す。例えば、一番端的な例として、 石巻と名取・亘理を例にとると、 石巻の分別処理で出てきたこのふ るい下は、非常にきれいで付着し た土砂分が見えません。石巻地区 は、湿式といって水を使って洗っ て、土砂分を取っているのに対し、 他の地区では、乾式処理といって 水を使わない処理をしています。

復興事業が本格化して 建設資材不足が顕在化

以上のように、瓦礫の焼却処理は、2年半くらいで、ひと通りは終わっています。一方、その脇ですでに復興事業が始まっていまして、1年半くらい前から資材不足が顕在化しています(図3参照)。

瓦礫処理で出てきたもので有効 活用されないものは、最終処分(埋 め立て処理)に回ってしまいます。 リサイクル材料の有効利用がなか なかうまくいかない、動いていな いという現状を踏まえ、瓦礫コン ソーシアムが、発災1年後ぐらい に結成されました。

さて、燃やして処理するという 災害廃棄物の焼却処理は終わった のですが、今後は本格的な復旧復 興事業へ局面は移りつつありま す。その際、生コンが不足してい るから生コンのプラントを新たに 作るという話もあります。また、 コンクリート用の砕石、細骨材としての砂が足りないので、ダムの砂を活用して細骨材の原料として提供しましょうという話もあります。或いは、陸前高田では、高台移転のために大規模な切土工事がありますが、そこで発生する土を宮城県側に流用しようとする話などもあります。このように、復興事業で資材不足がしばしば報道されています。

焼却飛灰の処理(放射性 物質による汚染との関係)

宮城県内では、焼却飛灰などを2 年間で20万トン処理しなければい

けないことが今年の4月に報道され ました。宮城県では、宮城県環境 事業公社小鶴沢処理場というとこ ろで、県内から出てきた飛灰の処 理をしています。飛灰は、トンパッ クに入れられて焼却処分場から持 ち込まれます。まず、ベントナイ トを敷いた上に載せ、更にその上 にベントナイトをかぶせ、その上 にまたパックを積むという形で3段 まで重ねます(図4参照)。その上に 遮水シートをかぶせ、その上にま た3段積みにするというように置い ていきます。この処理の理由は、(宮 城県内の飛灰にはそれほど放射性 物質は入っていませんが)放射性物 質による汚染を気にしているため

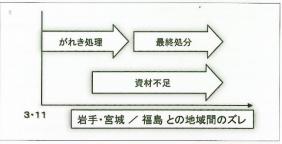


図3 発災後2年半が経過して



図4 宮城県環境事業公社で行われている飛灰の埋立処理の様子 (2013/5/18)

です。焼却残渣である飛灰中に放 射性物質が濃縮されるからです。 福島県相馬市の例で紹介しますと、 焼却処分後の災害時の混合物のゴ ミを燃やしますと、主灰と飛灰と が出てきます。主灰というのは重 力で落ちてくる、飛灰というのは ガスに混ざって出てきますが、そ の主灰と飛灰の重さの割合が大体7 対1ぐらいになって出てきます。相 馬市の例では、もともとの瓦礫の 中に放射性物質濃度が約500ベク レル/mぐらいになりますが、主灰 になると240から1,200ベクレル、 飛灰になると1,600から6,000ベク レルぐらいの汚染濃度になります。 もともと瓦礫の中に入っていた放 射性物質が、主灰とか飛灰の中に

濃縮されるわけですが、飛灰の中 に入っている放射性物質は主灰よ りもセシウムが溶出しやすいとい う試験結果も報告されています。 以上の理由で、飛灰は最終処分場 できちんと処理管理する必要があ るわけです。

飛灰はバグフィルターで捕捉されますが、そのままではパックが破れたりすると飛散するので、セメントを混ぜてパック詰めされ、中で固化処理します。福島についても最低限、先ほど宮城県で行われているように処理することになると思います。福島の場合、今後、除染作業のときに出てきたものを処理するとき、およそ3,000万トンの汚染物を福島県の中間処理場

に持っていくという作業があると聞いています。3,000万トンを、いかに減容化し、少ない量にして持っていって管理保管するかが問題です。これも建設業に求められている今後の課題だと思います。

震災廃棄物処理の前例

今回の廃棄物処理の流れを振り返ってみたいと思います。90年前に関東大震災がありました。関東大震災の場合には、復興事業として山下公園の下に混合廃棄物をそのまま埋めたということが知られています(図5参照)。阪神淡路大震災の例でも、瓦礫が大量に出ま



図5 震災瓦礫処理の前例(関東大震災と阪神淡路大震災の例)

したが、この時も混合廃棄物のま ま、大阪湾のフェニックス計画で 埋め立てに使われました。また、 神戸港の突堤の間に混合廃棄物と してそのまま埋めています。

今次の震災廃棄物処理を 振り返る

今回も混合廃棄物がたくさん出 ましたが、当初は、混合廃棄物の まま処理してはどうかという話も あったのかと思います。環境省は、 震災から2カ月後の5月16日に災 害廃棄物の処理方針として、出て きたゴミを選別、分別処理して、 使えるものは使うという分別処理 の大方針を打ち出しました。その 後2日後に、環境省の災害廃棄物 処理方針セミナーで、動脈産業と 静脈産業をネットワーク化して、 資源性廃棄物を徹底利用すること で、東北地方を最先端の環境ビジ ネス拠点として再生することなど も言及されています。発災後の3カ 月後の6月には、内閣官房の東日 本大震災復興構想会議では、震災 互礫を防潮提の中の材料に使うと いった提言もありました。

分別処理の方針が出てから、資 材の活用についての通達が出たの は、1年後の平成24年5月25日で す。環境省大臣官房廃棄物・リサ イクル対策部から災害廃棄物由来 の再生資材の活用についてという 通達では、

- ①災害廃棄物を分別し、又は中間 処理したものであること
- ②他の再生資材と同様に、有機物 質を含まないものであること
- ③他の再生資材と同様に生活環境 保全上の支障を生じるおそれが ないこと

- ④復旧復興工事のための公共工事 において再生資材として確実に 活用されること
- ⑤公共工事を行う者が定める構 造・耐力上の安全性等の構造物 が求める品質を満たしているこ بح
- ⑥公共工事を行う者によって、災 害廃棄物由来の再生資源の種 類・用途・活用場所等が記録・ 保管されていること

という6つの要件を全て満たすこ とを市町村が確認したものは公共 工事に使えるというものです。実 行に移す上で一番判断が難しいの は⑤です。震災で出てきた廃棄物 由来の副産物というのは、建設副 産物の性状とは違う部分があり、 経験の無いものもあるため、使え るか、使えないかということを判 断するのが難しいことがあります。

もう一つの大きな問題は「市町村 が確認したものは使える」という部 分です。市町村のレベルで要件を 満たすということを担当者が判断 してやれるかどうかということで す。使える枠組みはできましたが なかなか実効的に進んでいないと 思います。

建設業界に資源化がれきを 使う素地はある

近年、建設産業の流れとして. 建設リサイクル法に押されて、建 設副産物を公共工事の資材として 使うことに積極的に取り組んで来 ました。すなわちリサイクル技術 がここ10年以来、積み重ねてきて います(図6参照)。しかし、その 技術を使って震災廃棄物由来のリ サイクル材を十分に有効利用する ということにうまく繋がっていな いというもどかしさから、瓦礫コ ンソーシアムが設立されたという 経緯もあります。

復興事業用建設資材 不足への対応

コンクリート系や土砂系の瓦礫 を、どのように復興事業に使って いけばよいのでしょうか。

(1)コンクリート系資材不足への 対応

コンクリート系の材料として は、その素材である骨材が足りな いのです。骨材としては、当然、

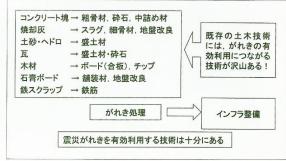


図6 建設業界の震災がれき有効利用技術

復興に必要な骨材量に対して、東 北地方で提供できる量というのは 限界がありますから、残りは県外 調達に頼らざるを得ません。とこ ろが、それでは県外の事業活動に も影響します。考えられるのは、 必要量の一部を低品質の骨材或い は瓦礫とか未利用資源、スラグ骨 材やFA(Fly Ash)サンド等の未利用 資源に置き換えられないかという ことです。生コンも供給量には限 界があります。その対策として、 プレキャスト製品を代替材として 積極的に使うことも提案されてい ます。しかし、生コンではなくて はできない事業もありますから、 プレキャストへの代替だけでは不 十分です。未利用資源活用の生コ ンを使うことも考えてよいと思わ れます。単純にバージン材に頼ら ないものとして、再生資源を是非 活用していただきたいということ です。コンクリート系の資材とか 生コン不足については、瓦礫とか 未利用資源を積極的に使ってほし いという話です(図7参照)。

(2)産業間、行政間のシナジー効果 (相乗効果)に期待

そのためには、各産業のシナ ジー効果を期待しなければなりま せん。骨材の供給は、砕石産業と か砂利産業、未利用資源は鉄鋼と か非鉄とか電力、コンクリートで すと生コンクリート、プレキャス ト製品屋さん、復旧工事はゼネコ ン、瓦礫の処理はゼネコンとセメ ント産業がやっています。これを 有機的に繋ぐような相乗効果が働 かないと資材・コンクリート不足 に対応できないということです。

さらに、行政サイドのシナジー 効果も期待していますが、非常に 甘いのではないかと思います。例 えば、IISの基準ですと経済産業 省、環境安全性ですと環境省、利 用するのは国交省、農水省、地方 自治体、リサイクルの認定は地方 自治体、瓦礫の処理も地方自治体 というふうに、それぞれの関係部 署が分かれています。これを柔軟 にそれぞれ対応していただかない

と相乗効果が現れないことになり ます(図8参照)。

(3)土砂系資材不足への対応

復旧事業で使おうとしている土 砂は、宅地盛土、道路盛土、農地、 海岸防災林、防潮堤用のものです。 供給の可能性としては、瓦礫の土 砂分を使う、未利用副産物を使う、

将来の日本の資源を考え、良質な天然資源を温存する観点から、 資材量の確保を計画できないか?

復興に必要な骨材量

質骨 対応可能な供給量 材

がれき未利用資源 スラグ骨材 FAサンド,等

圏外 調達

東北地方で

骨材

- プレキャストはリサイクル認定制度などを積極的に利用して がれきなどを積極的に利用し.
- 生コンクリートも、天然資源のみならず、未利用資源を積極 的に利用する

復興に必要なコンクリート量

未利用資源活 牛コンクリート 用コンクリート リサイクル プレキャスト 認定 製品 PCa製品

図7 コンクリート系資材不足への対応

骨材供給 砕石産業,砂利産業

鉄鋼, 非鉄, 電力(石炭灰) 未利用資源 コンクリート 生コンクリート、プレキャスト製品

復旧工事 大手ゼネコン, 地元ゼネコン ゼネコン. セメント産業 がれき処理

これら各産業のシナジー効果をどう発揮できるか?

経済産業省 品質(JIS) 環境安全性 環境省

利用 (復興)

国土交诵省, 農林水産省,

地方自治体(土木)

リサイクル認定 地方自治体 (環境)

がれき処理 地方自治体(環境,廃棄物対策)

行政サイドのシナジー効果をどう発揮してもらうか?

図8 産業間、行政間のシナジー効果の発揮

9

自然の地山を切って使うこともで きます(図9参照)。しかし、発生 土を使わないで、自然地山だけで この土量を供給するということ は、最終処分場に搬入される量が 増えると同時に、自然の改変を増 やすことになります。まず、発生 土を積極的に使っていただきたい というのが基本的な考え方です。 特に高台移転の場合には、土量が 非常に増えます。

土砂収支はどうかといいます と、岩手県では土砂は足りて余る 状況にあるのに対し、宮城県では 工事に使う必要土砂量が7,000万 mdくらい必要だとされています が、土砂は今年の3月時点で2,000 万㎡くらい足りない。福島県も 1,500万㎡くらい足りないといわ れていました(図10参照)。

今年の9月13日の河北新報で は、宮城県では一応、土量の確保 の見通しが立ったと報道されまし た。その時点での工事に必要な盛 土用の土砂は、5,300万㎡となっ ています。これは、復興事業の見 直しによって、使用土量を減らし たためです。一方、供給可能見込 みとして5.700万㎡が確保されて いますが、そのうちの4.800万㎡ が購入、震災の発生土というのは、 たかだか300万㎡しかありませ

ん。市町村の事業から出てくるの が200万㎡、三陸自動車道の発生 土が423万㎡、5,300万㎡に対し て5.700万㎡の可能見込み量の十 砂はあります、ということを説明 しています(図11参照)。問題なの は、震災発生土の300万㎡です。 この量は全体の不足分の10%以下 となります。担当者のレベルでは、 震災発生土は品質が悪いですから 無理に使わなくてもいいのではと いう話になりかねません。では、 これを使わないで最終処分場に 持って行くかというと、それは新 たな環境負荷と最終処分場の短命 化に繋がります。まず、第1に震 災発生土を使っていただきたいと いうのが私の言いたいことです。

また、購入土4.800万㎡のうち

民間の新規拡大分が1.800万㎡あ りますが、新規拡大分というのは 一気にすぐ開発できるわけではあ りません。年間で大体300万㎡く らいが限度ではないかという話も あり、その場合には1.800万㎡用 意するためには6年かかります。 また、これは全体の量のバランス だけ見ただけのものです。実行す る上では、発生側と利用側のマッ チングといった土砂管理マネジメ ントが必要になります。まず、発 生土の品質です。利用側の要求品 質に対して、発生側の品質がどう かという話です。合わないならば 改良が必要です。それから場所と タイミングです。どこでいつ発生 するかということと、使う側では いつどれくらいどの場所でいるか ということが必要なのです(図12 参照)。現状では、事業間で調整す るということで、各部局の担当者 が集まってやっているようです が、主体的にどこかがイニシアチ

自然地山 🗉 がれき 未利用 合合合 農地 防潮堤 海岸防災林·公園 道路盛土 宅地盛土 地盤沈下土地の嵩上げ

図9 復興事業には大量の土砂の移動が伴う

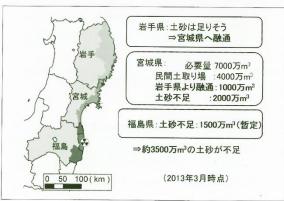
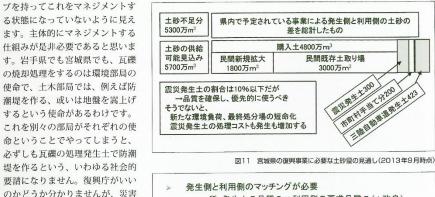


図10 復興事業に必要な土砂系資材(2013年3月時点)



- 質:発生土の品質?⇔利用側の要求品質?(+改良)
- 믋

廃棄物由来の発生土でその事業を

すると強力に打ち出さない限り、

利用は進みません。一番簡単なや

り方としては、発注時に利用を明

記するとか、或いは技術提案とし

て、発生土を使うことに関してイ

ンセンティブをつけるというの

が、一番簡単にできることだと思

もう一つは、担当者が災害廃棄

物由来の発生土を優先的に使うと

いう意識を持つことが必要です。

リスクに合理的に対処する考え方

をもたないとこれは進みません。

もう少し技術的に、土砂系の発生

土がなぜ使えないかという話をし

ますと、分別の仕方でB種とかC種

とかありますが、違いは木質があ

る程度入っているかどうかという

ことです。現状の十砂の盛土材料

の規定としては、最大粒径、コー

ン指数、塩化物含有量、電気伝導

度、PH、吸水膨張特性などが要求

品質として書いてあるのですが、

実は今回の震災廃棄物で出てきた

発生土に対してそのまま適用する

と、利用が懸念されるものが多く

あります。例えば、当然、津波堆

います。

- 場所:運搬のコスト、運搬による環境負荷
- タイミング:場合によっては仮置き場が必要

事業間の調整が不可欠

- 同じ公でも、国交省⇔環境省⇔農水省
- 同じ自治体でも、土木部局⇔環境部局
- 公⇔民間

例えば 環境部局の使命 瓦礫処理発生土を処理する 土木部局の使命:防潮堤を作る という別々の対応では ⇒必ずしも瓦礫処理発生土で防潮堤を作る(社会的要請)とならない

⇒「瓦礫処理発生土で防潮堤を作る」という事業をすべきでは

図12 土砂管理マネジメントの必要性

積物は海水で洗われているわけで すから、中には塩化物含有量、電 気伝導度が規定を満たさないもの が含まれてきます。それから木片 が入ったものに対して、木片がど のくらい入っていると、どう悪い のかということについても知見や 基準はありませんでした。盛土に 使う場合でも、道路盛土、宅地盛 土、農地、公園、嵩上げ材など用 途は多々ありますから、用途に応 じた品質基準を持って、それを適 材適所でうまく使っていただく仕 組みが必要です。現在、土砂関係 では、木片混じりの土砂が土質力

学的に通常の土とどう違うかとい う評価や、再生建設資材として、 どういうものが品質決定要因に なっているのか、ということが研 究されています。

分別処理コストをかければ 品質は向上するが

将来に発生する災害における廃 棄物処理について考える場合、今 回の分別処理の評価が必要になり ます。良い品質のものを得るため には、分別の処理の工程にお金を かければ良い品質のものができま



図13 災害廃棄物混入土砂の利用促進(岩手県復興資材活用マニュアルより)

すが、コストを少なくすることと 品質を高めることはトレードオフ の関係があります。お金をかけて より良いものを作るよりも、品質 を満たすならそれに応じた適度な 分別処理で手を打つこともあるは ずで、その場合、高度な(高価な) 分別処理は要らないのです。出て くる発生土の品質として、こうい う品質のものをこれくらい必要だ ということをアウトプット側から 規定してやらなければいけなかっ たと思います。

今回は、震災廃棄物を分別処理して使えるものにしよう、という大方針で行った初めての事例ですから、今回の事例を分析して、震災廃棄物をどういうやり方で処理すると、どういう品質のものがどれくらい出てくるか、ということを勉強したわけです。今後の震災に活かさなければいけないと思っています。

それから、有機物の腐食による 土質力学的特性の変化、これは長 期的品質の安定性も問題になるの ですが、実はなかなか促進試験も できませんので難しく、今後の評 価になります。

震災がれきと産業副産物の アロケーション最適化 コンソーシアム(瓦礫 コンソーシアム)の活動

この構想が出てきた背景は、被 災自治体では復旧、復興に向けて、 迅速に瓦礫を処分したいとか、経 費を削減したいとか、復旧・復興 に活かしたいというニーズがある のに対し、それとは別に企業・大 学側では既存の関係技術が開発さ れ、シーズを持っていました。被 災自治体のニーズと企業・大学等 のシーズをマッチングして、復 旧・復興を加速させたいという思 いを共有する方が集まってコン ソーシアムが設立されました。当 初、産官学でコンソーシアムを作 ろうとしましたが、官はオブザー バーとしての参加になっていま す。瓦礫コンソーシアムの名前は、

「震災瓦礫と産業副産物のアロケー ション最適化コンソーシアム」²⁾と いうのが正式な名称です。

基本は震災瓦礫の課題を解決し たいということですが、具体的な 技術的課題としては、コンクリー ト系の瓦礫と、可燃混合物を燃や した燃えかす、津波堆積十砂、こ の3つをどのように有効利用して いくかということです。混ガラに ついては非常に優等生で引き合い が多くて、ほとんど残っていませ ん。一方、瓦礫の焼却残渣につい ては、利用がまだ緒についたばか りです。津波堆積土砂は、今回の 震災で顕在化した新しい問題で す。場所ごと違う品質を調査する という話とそれを改良するときに どんな改良が必要かということ と、用途をどうするか、が問題に なります(図14参照)。

一方、震災瓦礫由来の副産物以 外に、復興の事業において宮城県 ですと土砂が足りないわけですか ら、通常の産業活動で出てきた石 炭灰、紙パルプ焼却灰、下水汚泥。 そういった産業系の廃棄物も一緒 に有効利用して使ったらどうかと いう要請も多いのです。これは、 Win-Winといっていますが、-方で処理に困っているものを一方 で有効に使うことによって、お互 いにメリットがある関係を作りた いわけです。コンソーシアムの構 想としては色々なセクターがあっ て、それを互いにニーズとシーズ をマッチングすることで、復旧・ 復興に寄与したいというのが大き な趣旨です。

コンソーシアムの活動として は、平成24年度から平成25年度 までが第1期ということで、瓦礫 の処理、有効利用技術の開発と実

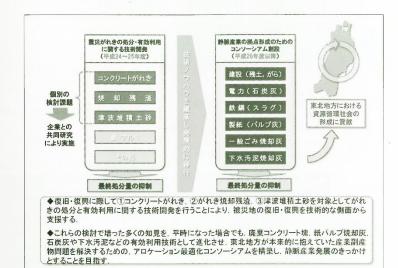


図14 震災がれきと産業副産物のアロケーション最適化コンソーシアムの目的と構想

用化に向けての諸課題の整理検討を行っています。平成26年度からは第2期に入りますが、有効利用に関する長期安定性に関わる評価という課題は残っていますが、震災瓦礫処理の仕事で培った技術を、未利用資源の有効活用のための資源循環の枠組みの構築にまで、延長線上として繋げていきたいということになっています。

最後になりますが、一日も早い 復興のために技術者としてやるべ きことはたくさんございます。建 設業界の皆さんの活躍の場も今後 たくさん出てくると思いますの で、どうぞよろしくお願いしたい と思います。ご清聴ありがとうご ざいました。



図15 瓦礫コンソーシアムの活動の詳細はこちらのサイト20へ

参考資料

1)環境省広域処理情報サイト:kouikishori. env.go.jp,環境省廃棄物・リサイクル対 策部、災害廃棄物等の進捗状況、平成 25年10月25日. 2) 震災瓦礫と産業副産物のアロケーション 最適化コンソーシアム〜未利用資源有効 利用の産学連携拠点の形成〜,http:// www.gareki-shori.com/



津波堆積十砂の再生 (新たな農地用客土材へ)

大坂 吉行

がれき処理コンソーシアムメンバー 津波堆積土砂部会 (株)アベゼン 経営企画室室長

津波堆積土砂の対策

はじめに

東日本大震災による津波は東北 地方から関東地方まで太平洋沿岸 の広大な地域に大量のガレキと津 波堆積土砂を残していきました。

米どころ仙台平野の農地も壊滅 的な被害を受けました。精魂込め て耕し手を加え作った良質の農地 は津波が運んだ海砂・がれき・泥 土で覆われ再開する気力さえ奪う 状況でした。あれから間もなく3年 になりますが、震災後の平成11年 度は、田畑(主に水田)に残された ガレキ撤去、平成12年度は除塩工 事として、約20万㎡の堆積土砂の 鋤取り及び集積そして今回平成13 年度集積された約16万㎡のがれき 混じり土砂の農地用客土材造成工 事によって、農地の規模も1反歩か ら1町歩の規模に区画整理され、農 作業の効率化向上に役立つ形で生 まれ変わります。さらに仙台市の 震災ガレキ処理も平成13年度で完 了し、以降、堆積土砂から選別さ れ発生する異物の処理は既存施設 で受け入れる計画になっています。

ここでは、津波被害にあった農 地の鋤取り作業によって集積され た16万㎡の津波堆積土砂を土と異 物にふるい分け、農地用客土材に 再生した前例のない工事について ご紹介します。

2 本事業の概要

ここで行ったことは、仙台市内 農地から集積した18万㎡の津波堆 積土砂をふるい分け、新たな農地 用客土として再生させる事業で す。極力再生利用をするという国 の方針を踏まえ、仙台市が東北農 政局に再生処理を委託し、東北農 政局直轄の試行工事として青木あ すなろ建設(株)が受注し当社のプ ラントを採用して頂いた形で客土 材造成工事を行いました。

ふるいの対象となる母材は、粘 土質・シルト質・砂質が混ざり 合った水田の盤層に津波で運ばれ た砂や泥土が堆積したがれき混じ りの土砂です。この土砂をふるい 分け最終的に20mm以下の客土材 を造成するものです。

施行に当たっては、農地の表土 として再利用する為営農に支障を きたさない様に、

1)分別後の土砂粒径20mm以下

- 2)含水比30%程度を想定している 粘性土に混入しているガレキが 分別可能
- 3)1,000㎡/日当り程度の処理
- 4) 堆積土の80%を客土材とする
- 5)人工的な添加剤は使用しない といった混入物の内容が予測でき ない津波堆積土砂を生石灰などの 水分調整材及び添加剤を使用せず 分別し農地用客土に再生するとい うかつて例を見ない復興工事で す。さらに農地用客土ですので山 土といわれる農地に適した範囲の 性状を求められるものです。

工事概要

発注者:農林水産省東北農政局 施行者:青木あすなろ建設株式会社

工 期:平成25年3月1日~

平成26年3月 規 模: 客土材造成190,000㎡

堆積土砂造成の ボトルネック

再生客土材を造成する本事業に あたっては、大きく3つの課題を 解決する必要がありました。

1つ目の課題は、既存の水田の

土質が粘性であるため、振動+ メッシュスクリーンでは、60mm 以下でふるい作業を行った場合、 メッシュスクリーンが目詰まり し、10分もまともにふるえない状 況になります。さらに振動を加え るので網の上で泥団子を転がして いるような状態(団粒状)になり、 スクリーンを通過できない土砂が 多くなって選別機械を停止させて しまいます。その際の選別機械の 清掃も大変な作業になります。

2つ目の課題は、集積された堆 積土砂の性状にばらつきが多く、 そのまま異物を除去しても農地用 客土(山土)としての適性範囲をは ずれる懸念があったことです。施 工前の集積された盛土を何カ所か 試掘をした結果、それぞれの圃場 から運び込まれた土砂は、粘土 質・シルト質が多く砂質が殆ど含 まれない土や逆に砂質が70%超え で粘土質が少なく水田では基盤に 向いていない土など、試掘場所に よって様々な性状の土砂が集積さ れていました。これを出来る限り ブレンドして山土として適正な範 囲で再生することでした。

3つ目の課題は、平成26年春に は作付が出来るように平成25年 10月までに再生処理を完了させる ため、1日当たり1,000 ㎡以上の土 砂処理能力の要求に対応すること でした。

これら3つの課題をクリアする 性能をもった機械やプラントはも ともと世の中に存在していたわけ ではありません。

(株)アベゼンでは、地元仙台市 で砕石場を開設・運営で培った破 砕技術·異物除去技術·搬送制御 技術・地盤改良技術などに精通し た人材。各地で区画整理事業の際、

昭和40年代半ばまで行われていた 廃棄物の埋設に対する掘削除去・ 選別技術や土壌汚染対策技術、 Pops浄化技術などを手掛けてきた 人材。指定計量を経験した人材な どで運営しています。

これまでの各々の分野でのノウ ハウを前例のない津波堆積土砂の 再生技術に活かしています。

本技術の概要

ここでは、津波堆積土砂の再生 のうち、仙台市若林区荒浜地区で 行った農地復旧のための客土材造 成技術について概要を紹介します。

課題の1つ目にあった、粘性土 によるスクリーンの目詰まりに対 応するため、フィンガースクリー ン+メッシュスクリーン(80mm) で1次選別を行い、80mmオーバー サイズの異物を除去します。

次に振動フィーダーで土砂を整 流させコンベアーで2次選別機に 送ります。この際団粒状になった 土砂を可能な限りばらばらにする 為にコンベアーに回転式解砕機を セットしました。

解砕機を通った土砂は、スー パースクリーンと呼ばれる20mm の縦型回転式スクリーンでふるい 分けし、20mmオーバーサイズ用 コンベアーと20mmアンダー用コ ンベアーに分けられます。それぞ れのコンベアー先には、磁選機を 配置してあり、土砂に混在した針 金や釘のような小さい金属は取り 除きます。さらに軽量な布・藁・ 軟質プラスチックなどは、エアー セパレーターで風力選別されます。

同様にコンベアー上には集塵装 置で細かい軽量物を吸い上げサイ

クロンを通過後、設置したパック に収納されます。

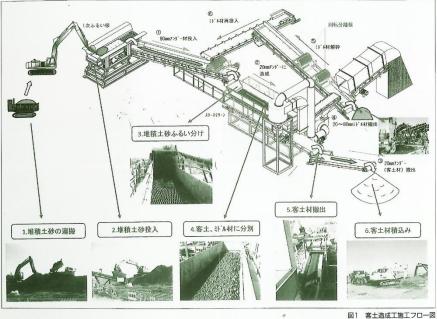
コベアーに残った土砂が搬出コ ンベアーを通り造成材ピットに搬 出され20mmアンダーの客土造成 材となります。また20mmオー バーコンベアーに残った土砂は、 歩留を上げるため解砕機付リター ンコンベアーに送られ、再度 20mmスクリーンでふるい分けす る仕組みでプラント構成されてい ます(図1)。

1プラント当たりの1日の処理量 は、地山換算値で平均680㎡で、 2セットで施工した結果、1日の処 理量は1,360㎡でした。

処理量の根拠となる数値は、施 工前、津波堆積土砂の整形盛土を 100㎡キャリブレーションを行い 投入コンベアと搬出コンベアーに セットした赤外線計量装置で通過 量を測定したところ、ラフながれ き混じりの盛土1に対し、掘削・ 投入した土砂計量数値(変化率)は 1.42であり、計量システムでの1 日累計数値(m)を1.42で割戻した 数値を盛土の地山換算値としまし

課題の2つ目の盛土性状のばら つきについては、軽埴土(Lic)・砂 埴土(SL)・砂質埴壌土(SCL)・シ ルト質埴土(SiC)等が混在している 状況でした。

出来る限り品質を安定させるこ とと、曝気剤などの添加材を使用 しないで効率よく処理を行う為、 ブルドーザーを走らせ、盛土を越 し天日による乾燥を行いました。 結果、試掘時に性状のばらつきが あった土砂は適宜に配合され、か つ堆積土砂の含水比を落しふるい の工程で団粒状になるものを軽減 し客土造成材の歩留を90%までに



向上させました。粒径加積曲線上 でも山土としての粒度範囲内に再 生処理ができました。

課題の3つ目である1日当たりの 処理量を上げることも、ブルドー ザーでの配合・土おこしは大きな 効果を発揮しました。

新たな課題

これまで農地の客土材造成につ いて概要を紹介してきました。

19万㎡の津波堆積土砂を再生処 理し、90%の歩留を達成しまし た。しかし残り10%、19.000㎡ の20mm~80mmミドル材と呼ば れるものは、どの様に処理される

のでしょう。

仙台市では、震災後ガレキの中 間処理場(仮置き場)を蒲生・荒 浜・井戸浜の3カ所に設け、震災 がれきを選別し再生利用をすべく 廃棄物津を受け入れ処理してきま した。平成25年11月には震災が れきの受入れも終了し、平成26年 3月で、仮置き場も役目を終え撤 去されます。それに伴って今後発 生するふるい分け残渣などの震災 廃棄物は既存の施設で受入れ処理 されることになります。

ミドル材は20mm~80mmまで のガレキを含んだ土砂ですから、 当然廃棄物の対象になります。

発生した19,000㎡のミドル材を 混合廃棄物としてそのまま処理す ると廃棄物処理はトン換算で

 $19.000 \,\text{m}^3 \times 1.6 = 30,400 \,\text{t}$ の廃棄物の収集運搬処理代が必要 になり、

30,400t×30,000円=9億円 もの処分代が事業予算として必要 になります。

そこで当初廃棄予定だったミド ル材は生石灰を添加して曝気し再度 ふるい分けして異物を徹底的に減容 することになりました、ふるい分け た20mmアンダー材は改良土として 盛土工事等で再利用されます。

経済的には約8億円の無駄がな くなったことになります。

ここでの津波堆積土砂の再生処 理は農地での利用のため、有機物 の含有量の計量数値は気になると









ころではありませんでした。

津波堆積土砂の再生用途が土木 資材としてであれば、長期安定評 価の視点から、ふるい分けの精度 は、強熱減量試験で5%未満の要 求精度になるでしょう。

それは、有機物の割合が多い場合、微生物が有機物を分解し、結果、不等沈下を引き起こす原因となる可能性が高いからです。

当社のプラントで再生処理した 客土造成材の強熱減量試験では、 $4.7\% \sim 5.1\%$ 。ミドル材の生石灰 混合処理後の強熱減量試験では、 $4.5\% \sim 4.7\%$ となっており、津波 堆積土砂の土木資材としての再利 用にも活用の道が開けたことにな ります。 が堆積し、集落は流され防風林は 跡形もなくなりました。復興事業 がはじまりその姿は漸くこれから の営農風景をイメージさせるもの になってきました。がれき処理コ ンソーシアムに参加させて頂き、



米どころ東北仙台平野に広がる 農地に目を疑うほどの大量の土砂 が堆積し、集落は流され防風林は 跡形もなくなりました。復興事業 がはじまりその姿は漸くこれから の営農風景をイメージさせるもの になってきました。がれき処理コ ンソーシアムに参加させて頂勢利用 を模索し、実行してきたことは今 後の復興事業の中でも生かされて いくことと確信しています。これ からも研究を重ね復興事業に貢献 できる様努めたいと思います。